

岩手県

競馬事業存廃の基準

平成19年度以降において事業継続の可否は、以下の基準に従って構成団体の長が決定します。なお、平成19年度については、収支均衡の見通しを踏まえて事業の存廃を決定します。

① 競馬事業存廃の基準

- 各年度において、年度を通じて経常損益で黒字又は収支均衡
- 次年度について、経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止
- 年度途中であっても、年度を通じて経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止

② 競馬事業継続のための調整

- 競馬組合、構成団体及び競馬関係者（馬主会、調騎会、厩務員会）で構成する岩手県競馬組合運営協議会（仮称）を設置
- 岩手県競馬組合運営協議会（仮称）において、年2回半期毎に、収支状況を検証し収支均衡を図るための調整を実施。なお、調整が整わない場合は廃止

…新しい岩手県競馬組合改革計画（H18.11.20 岩手県競馬組合）より抜粋

石川県

存廃の判断基準の設定

(1) 判断基準の設定

先の金沢競馬検討委員会の提言（平成18年12月）にも「競馬事業を継続するために税金を投入することは、大方の県民・市民の理解を得られ難い」とあり、他の地方競馬主催者でもこうした考え方に基づいて事業運営に当たっている。

競馬事業への税金の投入は、県民・市民の理解を得られ難いことを改めて確認し、今後の事業継続の存廃の判断基準は『競馬事業に税金を投入しない』とすることが適切である。

(2) 検証の実施

今後、事業運営に当たって必要となる経費として「単年度収支赤字の補填」と競馬関係者への協力金等といった「廃止時に係る経費」がある。

その際、仮に廃止するとした場合に負担するコストは基金の中に確保しておくというのが妥当な考え方であり、公営競技としての運営基準を順守する意味からも、一定の試算を行い、廃止した場合のコストを適宜確認していくことが不可欠である。

このため、毎年度において、次年度に税金投入の事態に陥らないか否かを見極め、確認をしていく必要がある。

…金沢競馬経営改善計画評価報告（H22.12 金沢競馬経営評価委員会）より抜粋

兵庫県

競馬事業の存廃

構成団体は、競馬組合が依然として厳しい経営状況にあることから、単年度収支（基金繰入金等を除いた当該年度の本業の収支）の赤字発生年度から見極めを開始する必要がある。

見極めのためには、競馬売得金が社会経済情勢の変化等によって左右されやすく短期間では判断できないこと、関係者が一丸となって行う活性化方策及び経営努力の結果等を十分に考慮する必要がある。このため、見極め期間は中期的な期間を要し、5年間程度とするのが適当である。

また、競馬事業の存廃は、この見極め期間における収支をもって判断すべきである。具体的な判断基準の例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 見極め期間（5年間）の単年度収支の累積額が黒字の場合は存続する。
- ② 見極め期間（5年間）の単年度収支の累積額が赤字の場合には、構成団体は経営状況等を踏まえ必要に応じて有識者からなる第三者機関を設置し適切な措置を検討する。なお、見極め期間中であっても、多額の赤字が見込まれる場合においては、構成団体は見極め期間開始後の累積赤字等の状況を踏まえ必要に応じて有識者からなる第三者機関を設置し適切な措置を検討する。
- ③ 見極め期間開始後の累積赤字が、解消することが困難と考えられる一定の水準を超える場合には存続を断念する。

…兵庫県競馬事業の活性化に関する報告書（H20.1 競馬事業活性化委員会）より抜粋